

会 議 録

会議の名称	第 2 回和泉市文書管理委員会
開催日時	令和 6 年 6 月 4 日（火）15 時 から 16 時 15 分 まで
開催場所	和泉市役所本館 3 階 3 A 会議室
出席者	〔構成員〕 島田克彦会長、菅真城委員、佐々木和子委員、島田佳代子委員 〔事務局〕 大槻教育長、辻教育次長兼生涯学習部長、森下文化遺産活用課担当次長兼課長、千葉文化遺産活用課長補佐兼係長、村上文化遺産活用課主事、山下文化遺産活用課市史編さん室職員、永堅文化遺産活用課市史編さん室職員、高垣総務管財室総務担当課長、澤田総務管財室総括主査、松阪総務管財室主任
会議の議題	歴史公文書の決定に係る基準について
会議の要旨	歴史公文書の評価選別基準について意見交換を行った
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 歴史公文書の決定に係る基準についての答申案について意見交換

【菅委員】

○事務局による答申案でおおむねよいと思う

○国のガイドラインでは、移管する公文書の事例として、重大な災害や事件への対処に関わる公文書を具体的に例示している。和泉市でも取り入れてはどうか。

【事務局】

○答申案の別表1では「重要な行事、事件、災害等に関するもの」を挙げている。

【菅委員】

○鳥取県では「歴史公文書等に該当しない文書」の事例を挙げているが、和泉市ではないほうがよい。該当しない文書の基準を統一的に設定するのは困難であろう。原課との相談が必要である。

【佐々木委員】

○「該当しない文書」のリストを作ることは、安易な廃棄につながるおそれもある。選別においては慎重に原課との相談を積み上げていくべきである。

【事務局】

○「該当しない文書」のリストを作ることは、現時点では考えておらず、今後数年の間に評価選別の経験が蓄積された段階で、再度検討したい。選別は原課と慎重に相談して行っていく。

【島田会長】

○今年度のスケジュールにおいて、各課書庫の整理があるが、その趣旨を説明してほしい

【事務局】

○各課にヒアリングを行った結果、簿冊の目録と現物が必ずしも一致していない例が見いだされた。目録と現物を照合・確認するために、書庫の整理を各課に促す次第である。

【島田会長】

○あくまでも目録と現物の照合確認であるとの趣旨を、各課に正確に伝える必要がある。「書庫の整理」というと、例えば目録にない簿冊を「廃棄」するような事態が生じるのではないかと危惧する。

【菅委員】

○評価選別のためには、目録と現物が一致していることが前提となる。目録と現物の照合を徹底することを原課に強く促さなければならない。

【事務局】

○各課対象に公文書管理についての説明会を開き、趣旨は説明している。なお、改めて目録と現物の照合作業を促していく。

○今年度のスケジュールとして、第1回文書管理委員会で諮問した基準が定まれば、速やかに必要な手続きを進めて、各課にこの基準を示し、作業に入りたい。

【島田会長】

○各課とコミュニケーションを取り、良好に作業が進むようにお願いします。

【佐々木委員】

○現時点で保存期間が満了していても「常用」として原課に留め置かれる文書がある。その中には歴史公文書に該当するものもあるだろう。そのような公文書の確認はいつ行うのか。

【事務局】

○常用文書の把握は必要と考える。そのためにも目録と現物の照合作業を原課に促し、常用文書の存在を目録で把握する考えである。

【菅委員】

○諮問の内容からは外れるが、教育委員会内部の要綱でこの基準を制定するのであれば、公文書の廃棄の際には市民からの意見を募るべきである。

【島田委員】

○菅委員の意見に賛成である。市民の財産たる公文書の廃棄にあたっては市民の意見を反映すべきと考える。市ホームページなどに廃棄となる文書や簿冊の目録を掲載し、市民からの意見を募ることを提案する。

【事務局】

○廃棄予定の簿冊目録・文書目録を公開している自治体の事例は承知しているが、本市において現時点では公開を考えていない。事例を詳しく調べて引続き検討する。

【島田会長】

○答申案では、歴史公文書の決定に係る基準として、第一レベルの原則、第二レベルの項目である別表1と2、そして、第三のレベルの細目として文書分類表を活用する計画が示されたと理解している。この文書管理委員会で決定するのは第一レベルと第二レベルの内容であること、そして、行政内部で規定する要綱として制定すること、この二点である。委員の意見を聴きたい。

【島田委員】

○答申案の付帯意見1「基準の位置づけについて」は、付帯意見とするのではなく、基準の原則や基準の項目と同列の条項として位置付けたほうがよい。また、「望ましい」という願望の表現ではなく、「可及的速やかに」「要望する」などの要求的な表現に変えてはどうか。

【島田会長】

○答申案の文言や構成について、修正のご提案を取り入れたい。いかがか。

【菅委員】

○付帯意見1「基準の位置づけについて」を、付帯意見とするのではなく、答申の条項の一つとして格上げすることについては、島田委員の意見に同意する。

【佐々木委員】

○菅委員の意見に同意する。

【島田会長】

○具体的な文言の修正について確認しておきたい。

○先の議論を踏まえると、付帯意見 1 から答申の条項として格上げする「基準の位置づけについて」では、「要綱として制定されるのが望ましい」と謳われる。これより前段では、歴史公文書を決定する過程において「市民の意見を聞くことが望ましい」と謳われるべきであろう。

○答申案の付帯意見 2 「基準の細目について」では、「望ましい」ではなく、より実施を促すような表現に変える。「また」以下の部分では、レコードスケジュールについての具体的な内容を明示するほうがよい。

【菅委員】

○公文書等の管理に関する法律の第 5 条第 5 項を参考にしてはどうか。

【事務局】

○和泉市公文書の管理等に関する条例では第 7 条がこれに対応する条文である。

【島田会長】

○ほかに具体的な文言の修正について意見がなければ、以後の修正は会長に一任いただき、事務局と調整をはかりたい。いかがか。

【委員一同】

○（異議なしの声）

【島田会長】

○今回の議論を踏まえて修正した答申案を委員一同にご確認いただき、とりまとめることとする。

2. 閉会

【島田会長】

○以上をもって、第二回和泉市文書管理委員会を終了する。

〈終了〉